

全国健康保険協会における 新型コロナウイルスの対応等について

全国健康保険協会における新型コロナウイルス感染拡大の対応等について

本部における対応等	栃木支部における対応等	国の動き、国内の状況
<p>2/17 新型コロナウイルス感染症に係る対応について全支部へ以下の内容を指示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の継続等について ・手洗い、マスク着用等の注意喚起 ・妊婦、基礎疾患保有者の時差出勤の検討 ・不急の会議、研修等の延期・中止の検討 ・外部事業者等との接触の記録 <p>2/28 支部長会議（3月25日、26日）の開催中止を決定。</p> <p>3/10 「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について」をホームページで周知。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者の範囲 感染者、自覚症状のない陽性者等について ・支給対象期間について 自覚症状がある者の自宅療養期間について <p>3/30 ホームページ、メールマガジンで、極力郵送による手続きを行っていただくことについて加入者等へ依頼。</p>	<p>2/27 令和元年度年金委員健康保険委員合同研修会（2月から3月）の中止をホームページ、メールマガジンでお知らせ。</p>	<p>2/13 国内で初めて感染源の不明な感染者が発生。</p> <p>2/26 政府は観客が集まるイベント等について、中止・延期などの対応を要請。</p> <p>3/6 傷病手当金の支給に関する事務連絡及びQ&Aを発出。 ・支給対象等</p> <p>3/13 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。</p>
<p>4/1 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡支部への県外通勤者に対し、感染リスク低減のため地元支部への勤務を指示。</p>	<p>4/6から5/30まで対応。 栃木支部 → 他支部 2名 他支部 → 栃木支部 3名</p>	<p>4/7 総理が緊急事態宣言を発令。（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）</p>

全国健康保険協会における新型コロナウイルス感染拡大の対応等について

1. 経過

本部	栃木支部	国
<p>4/3 全支部へ以下の内容を指示。 ・協会主催の集団健診の中止 ・面談による保健指導の中止、延期 ・ジェネリック医薬品使用勧奨にかかる医療機関訪問の見合わせ</p> <p>4/9 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態における休業の期間中における健診及び保健指導の対応についてホームページへ掲載。</p> <p>4/15 4月16日から東京支部、大阪支部、茨城支部の給付事務支援を3支部以外の支部へ指示。</p> <p>4/17 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、レセプト内容点検業務、資格点検における照会業務、支部窓口業務、債権関係業務、保健指導業務の休業及びレセプト点検員、保健指導保健師等、遠距離通勤者、重症化しやすいとされる者の休業を支部へ指示。</p> <p>4/20 政府による緊急事態宣言を受けて全都道府県支部の窓口職員の常駐中止について、ホームページに掲載。</p>	<p>4/10 緊急事態宣言地域の健診保健指導の一時中止についてメールマガジンで発信。</p> <p>4/14 栃木県内の受付休止中の健診機関をホームページで公表。</p> <p>4/17 栃木年金事務所窓口の一時閉鎖をホームページ、メールマガジンで発信。（休止期間4/20～5/6）</p> <p>4/22 全支部の窓口業務職員の常駐休止をホームページ、メールマガジンで発信。（休止期間4/23～5/6）</p>	<p>4/16 総理が埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県以外の都道府県に対しても、緊急事態宣言を発令。</p>

全国健康保険協会における新型コロナウイルス感染拡大の対応等について

本部	栃木支部	国
<p>4/22 休業者を含む通常出勤者の2/3規模での勤務シフトによる運営体制を指示。</p> <p>5/28 5月31日をもって、一部業務を除き休業の解除を指示。 ・オンライン資格確認業務 ・東京支部、大阪支部への給付事務支援業務</p>	<p>4/23より5/30まで、自宅待機などを含む出勤職員の縮減を開始。</p> <p>5/8 栃木年金事務所窓口の一時閉鎖、全支部の窓口業務職員の常駐休止延長をホームページ、メールマガジンで発信。 (休止期間4/20～5/31)</p> <p>5/26 栃木県内の受付休止中の健診機関を支部ホームページで発信。</p> <p>5/29 6/1からの栃木年金事務所窓口の再開をホームページで発信。</p> <p>6/4 栃木県内の健診機関の受付再開をホームページで公表。</p>	<p>4/30 新型コロナ特例法施行・納付猶予の特例等年金事務所で「納付の猶予（特例）申請書」受付開始。</p> <p>5/4 総理が緊急事態宣言期間を5月31日まで延長。</p> <p>5/14 総理が、8都道府県以外の県に係る緊急事態宣言を解除。</p> <p>5/21 総理が大阪府、京都府、兵庫県に係る緊急事態宣言を解除。</p> <p>5/25 総理が北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に係る緊急事態宣言を解除。</p>

2. 業務の制限・縮小

業務の制限、縮小を行った事業について（制限縮小期間：3月4日から事業ごとに順次縮小を開始し、5月31日をもって解除）

（1）健診

- ① 健診実施機関の施設内で行う健診への対応
原則、健診実施機関における取扱いによるものとするが、一時見合わせることを推奨する。
- ② 集団健診で行う健診への対応
集団健診については中止する。また、地方自治体と同時実施する集団健診については、十分に調整を図ったうえで、中止の可否を判断する。

（2）特定保健指導等

- ① 基本的な考え方
面談での特定保健指導等は見合わせる。
- ② 予約済みの事業所への対応
原則、初回面談は延期することとする。
- ③ 予約していない事業所への対応
原則、新規の連絡（予約）は見合わせる。
- ④ その他
今回の対応については、特定保健指導を全面的に禁止するのではなく、感染者が確認されていない場合など、地方自治体の対応や地域の実情等を踏まえ、それぞれ判断することとする。

（3）ジェネリック医薬品使用促進の医療機関及び薬局への訪問

当面の間、当該取組の実施は見合わせることとする。

（4）その他縮小・停止となった事業

- ① 未治療者受診勧奨業務
- ② レセプト内容点検・資格点検文書電話照会
- ③ 事業所・個人宅への訪問、電話勧奨